

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地階の非常用ディーゼル発電機（B）室内ストームドレンサンブポンプの出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉再循環系ジェットポンプ流量計の点検に伴う水張り作業において、流量計のテスト弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
3	3号機	第2中央操作室用空調機（4台中、1台）が、「点検を要する」旨の警告表示ランプの点灯と共に自動停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
4	3号機	タービン建屋地階のタービン潤滑油タンク室南東側天井部にある同タンクベント配管の貫通部付近より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	消火系系統圧力調整用消火ポンプの試運転において、起動操作の直後に自動停止したため、当該ポンプの制御回路を点検・修理	D	
6	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ用軸シール水供給用配管のドレン弁（3台）に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	補機冷却海水系の硫酸第一鉄注入ポンプに薬液注入機能の低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
8	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-07）のアクュームレータ充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
9	6号機	所内ボイラ停止時充填保管用窒素ガスボンベ室の酸素濃度計に指示値不良が認められたため、当該濃度計を点検・調整	D	
10	6号機	非常用電気品室の換気空調系冷却装置（A）用空気圧縮機（2台中、1台）が冷媒不足によるものと推定される自動停止をしたため、当該圧縮機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
11	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン室の出入口にある二重扉（内側）の開閉操作ハンドルのロック機構部が変形し、閉ロック操作ができないため、当該扉を点検・修理	D	
12	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）のグランド部からの海水リーク量が増加しているため、当該部を点検・修理	対象外	
13	その他	海生物処理設備用電気品建屋の東側壁面に雨水の浸入（少量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで